

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集（平成二十一年一月五日 第二十八次改訂版）

追補

次のように改正されましたので、該当箇所についてご修正ください。
（改正箇所は、傍線等で示しました。）

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令……(1)
改正 平成二十年十二月一日 省令第八二号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の 適正化に関する法律施行規則

(二四一頁 改正)

(構成員の構成)

第三十三条 法第三十一条第三号の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じて次の各号に掲げる者とする。

- 一 一般社団法人 社員
- 二 六 (略)

(二七一頁 改正)

(充てん作業者指定養成施設の指定)

第七十七条 法第三十七条の五第四項の規定により充てん作業者指定養成施設の指定を受けようとする者は、様式第四十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
- 二 (略)

(一七四頁 改正)

(液化石油ガス設備士指定養成施設の指定)

第九十二条の二 法第三十八条の四第二項第二号の規定により液化石油ガス設備士指定養成施設の指定を受けようとする者は、様式第四十九の二による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請書が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
- 二 (略)

(一八〇頁 改正)

(指定の申請)

第二百一十二条 法第三十八条の十四の規定により申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 四 (略)
 - 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 三 (略)
 - 四 次の事項を記載した書類
- イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
- ロ 二 (略)

(二九四頁 平成一九年六月二九日省令第四六号の附則の次に追加)

附則〔平成二〇年二月一日 省令第八二号〕^{*}

省令第八二号は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令」

この省令は、公布の日から施行する。

◎今後の液化石油ガス法令関係の改正状況は、
当協会のホームページをご利用下さい。

高圧ガス保安協会ホームページ

<http://www.khk.or.jp>